

No. 16

制 度 名	文化財等整備費補助	主管課名	文化課・有形・無形文化財 G		
		問合せ先	029-301-5449		
目的・趣旨	国・県指定文化財の保存、管理、修理等に対して補助を行うことにより、文化財の適切な維持管理を推進するとともに、活用の充実を図る。				
[対象団体] 国指定文化財又は県指定文化財の所有者等					
[対象事業] (1)国指定文化財：重要文化財（建造物、美術工芸品）、重要有形民俗文化財、史跡、名勝及び天然記念物の管理、修理、防災及び公開 (2)県指定文化財：有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝及び天然記念物の管理、修理、防災及び公開等					
[補助要件等] (1)国指定文化財：国庫補助採択事業のうち、補助事業者が非営利法人、団体及び個人であり、事業規模指数等により国庫補助率が加算される場合等 補助対象経費の下限 1,000 千円 (2)県指定文化財：補助対象経費の下限 1,000 千円					
[対象経費] (1)国指定文化財：国庫補助対象経費から国庫補助額を除いた額 (2)県指定文化財：対象事業の実施に要する経費					
[補助限度額等] 国指定文化財：1 件あたり 10,000 千円					
[経費負担割合] ※事業規模指数等により 55%～85%の範囲で加算					
区 分		国	県	市町村	その他
(1)国指定文化財 (重要文化財、重要有形民俗文化財) 補助事業者：市町村、営利法人 非営利法人、団体、個人		50% 50～85%※	— 国庫補助残の 1/3		
(史跡、名勝、天然記念物) 補助事業者：市町村、営利法人 非営利法人 個人		50% 50% 70%	— 国庫補助残の 1/3 国庫補助残の 1/3		国、県、 市町村 補助残
(2)県指定文化財 補助事業者：市町村 営利法人 非営利法人、団体、個人		— — —	1/3 1/3 1/2	2/3	
[令和 8 年度当初予算額] 42,348 千円		[令和 8 年度補助対象団体] 9 団体（個人を含む）			
[備考]					